

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和4年12月26日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1について

全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。

2について

日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

3について

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

4について

情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。

5について

情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。

6について

同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。

7について

本事案が生起したことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。